

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 （第2条関係）			別表第1 （第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	薬剂部長（ <u>妙高病院、松代病院、柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、吉田病院、坂町病院又はリウマチセンターに置かれるものに限る。</u> ）	5種		薬剂部長（ <u>区分3種のものを除く。</u> ）	5種
	(略)			中央病院薬剂副部长（ <u>局長が定めるものに限る。</u> ）	
	(略)	5種		がんセンター新潟病院薬剂副部长（ <u>局長が定めるものに限る。</u> ）	
	看護専門学校副校長			看護専門学校教頭	5種
(略)		(略)			
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。